

第Ⅰ章

都市計画マスタープランとは

1. 背景及び目的
2. 都市計画マスタープランの役割
3. 都市計画マスタープランの位置づけ
4. 都市計画マスタープランの構成
5. 計画対象区域
6. 都市計画マスタープランの経緯

第1章 都市計画マスタープランとは

1. 背景及び目的

都市計画マスタープランは第5次南風原町総合計画の将来像の実現に向け、おおむね 20 年後の都市計画に関するまちづくりの目標や方針等、方向性を示すもので、住民や事業者のみなさんと共に身近なまちづくりを考える際の道しるべとなる計画です。

南風原町(以下「本町」という。)では、南風原町都市計画マスタープランを平成 11 年(1999 年)度に策定し、平成 16 年(2004 年)度には一部土地利用の変更に対応するために部分見直しを行い、まちづくりを進めてきました。

南風原町都市計画マスタープランの策定から 20 年余が経過して、本町や県の上位関連計画の見直しや国の法律改正に加えて、少子高齢化社会の進行や大規模な自然災害の発生など社会状況は変化しています。この様な状況を踏まえ、長期的な視点に立った整備・開発・保全の方針を示し、具体の都市行政に反映させることが求められています。

そのため、本町の最上位計画である第5次南風原町総合計画やその他関連計画等との整合性を図りながら、今後の都市計画のあり方を検討し、都市計画の総合的な指針となる南風原町都市計画マスタープランを策定します。

2. 都市計画マスタープランの役割

- | | |
|-------------------|---|
| ① 将来都市像の実現 | 都市計画マスタープランは、将来目指すべきまちの姿を定め、行政のみならず、事業者や各種団体など様々な主体が共有するまちづくりの目標を設定します。 |
| ② 協働のまちづくりの推進 | 住民参加により策定されることで、様々な主体が都市の課題や方向性について協力し合い、協働によるまちづくりを推進するための指針としての役割を担います。

また、住民や権利者の理解と関係者の都市計画への参加を容易にするため、都市の将来像を明らかにし、共有化を図ります。 |
| ③ まちづくりに関する事業の推進 | 都市計画マスタープランは、土地利用、市街地整備、道路、公園、緑地、景観など都市計画法に基づく事業を推進するための指針となります。 |
| ④ 広域的整合性をもった計画づくり | 広域的なまちづくりを行う際、国や県、周辺市町への理解と協力を得るための指針としての役割を担います。 |

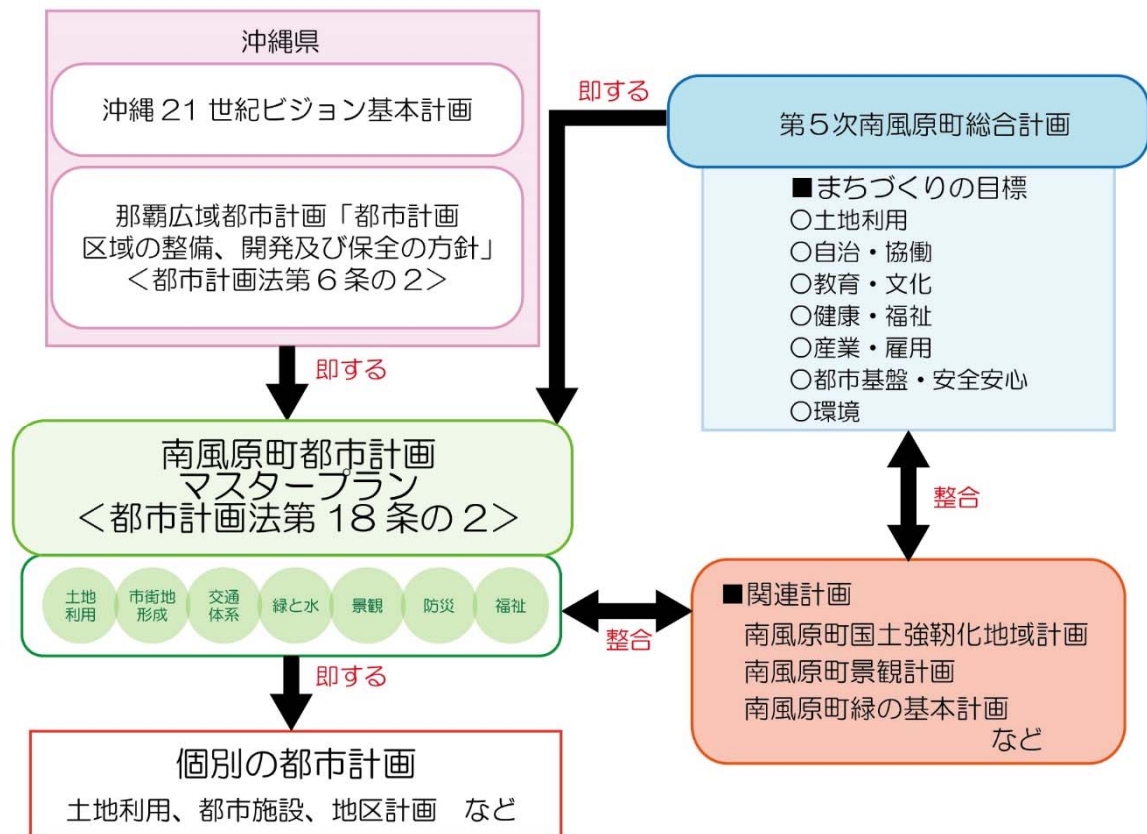
3. 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を市町村都市計画マスタープランといいます。

市町村都市計画マスタープランは、平成4年(1992年)の都市計画法の改正により位置づけされた計画です。その後、平成12年(2000年)の都市計画法改正により、市町村都市計画マスタープランの上位計画として、県が定める都市計画区域マスタープラン(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針)の策定が義務付けられました。

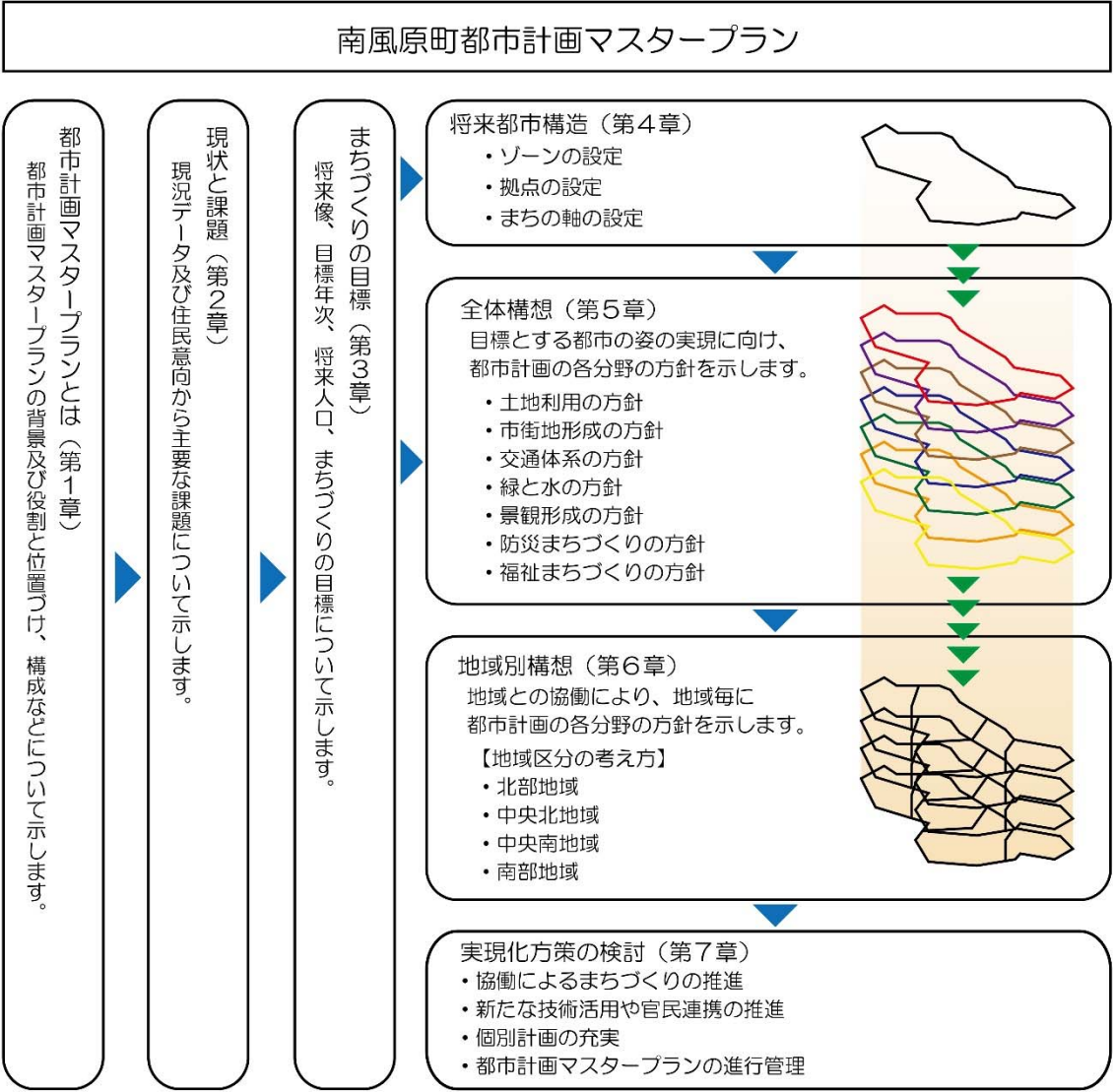
都市計画法では、具体の都市計画を定める場合には、市町村都市計画マスタープランや都市計画区域マスタープランと整合していることが求められています。これは、まちづくりの総合的な視点から、土地利用の規制誘導、都市施設の整備などの施策を展開することが重要であることを意味しています。

市町村都市計画マスタープランは、住民に最も身近な自治体である町が、住民の声を反映して作成することで、実効性のあるまちづくりの施策を展開する計画書として活用されることが期待されます。



4. 都市計画マスタープランの構成

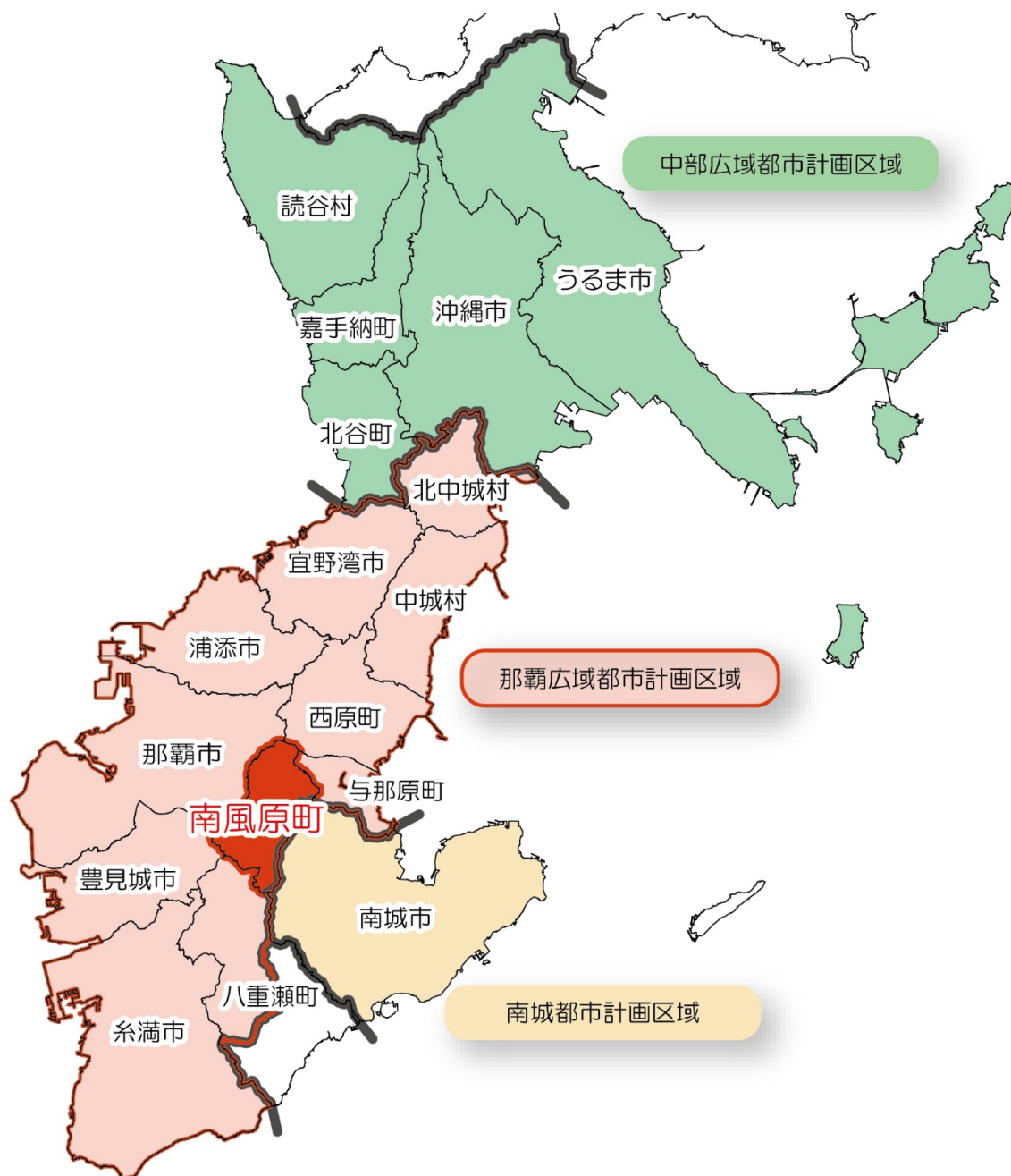
南風原町都市計画マスタープランは、上位計画による位置づけや将来像、将来人口を示すまちづくりの目標、町全域の土地利用や市街地形成、交通体系などを示す全体構想、町内を地域別に区分した地域別構想で構成します。



5. 計画対象区域

本町は、沖縄県本島南部に位置し、周囲を那覇市、豊見城市、八重瀬町、南城市、与那原町、西原町の6市町に囲まれています。

また、那覇広域都市計画区域に属しており、ほぼ中央に位置しています。



6. 都市計画マスタープランの経緯

本町においては、平成 11 年(1999 年)度に南風原町都市計画マスタープラン策定し、平成 16 年(2004 年)度には一部土地利用の変更に対応するため見直しを実施しました。

計画策定、見直しの理由については、以下の通りとなっています。



■平成11年6月

【策定の主な理由】

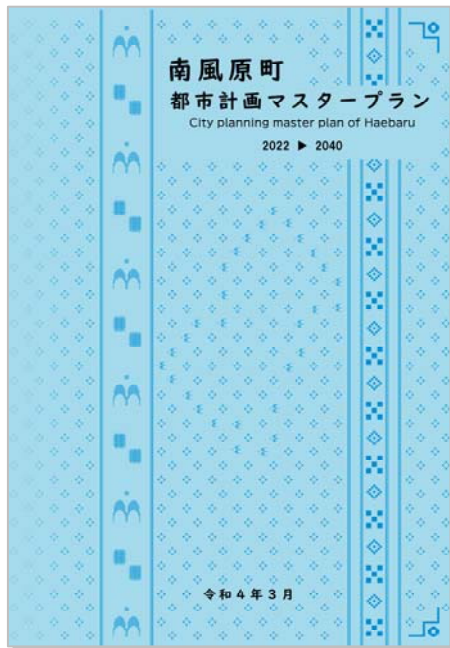
- ・平成 4 年 6 月の都市計画法改正により「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画法第 18 条の 2)、いわゆる都市計画マスタープランを策定することが法的に位置づけられた
- ・本町においても将来を見据えたまちづくりの指針となる計画づくりの必要性



■平成16年6月見直し

【見直し理由】

- ・新川地区(農業試験場跡地)に、沖縄県立の高度医療や救急医療、母子総合医療等に対応できる高度で多機能な病院の建設場所として決定したことによる土地利用方針の変更



■令和4年3月

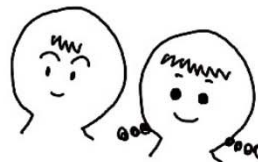
【策定の主な理由】

- ・都市計画マスタープランの策定から20年余りが経過して、本町や県の上位関連計画の見直し、法律改正や社会状況等の変化

都市計画コラム①

都市計画について

都市計画ってな～に??



都市計画とは、都市の将来あるべき姿を想定し、そのために必要な規制、誘導、整備を行い、都市を適正に発展させようとする方法や手段のことを言うんだよ。

よくわかりません



わかりやすく説明すると、土地の使い方や建物の建て方についてのルールをつくったり、住みやすいまちづくりを進めていくことを目的にした計画のことを言うんだよ。

簡単に言うと

土地の使い方に関する計画

道路や公園などをつくる計画

新しいまちをつくるための計画

これらに関する計画を”都市計画”と言います。

僕たち私たちが住みやすいまちを作っていく計画のことを”都市計画”って言うんだね。もっと色々知りたいな～

